

日本福祉大学における障害等のある学生支援に関する基本方針について

1 理念・目標

日本福祉大学（以下、「本学」という）は、一人ひとりの学生が、障害の有無の別なく豊かな大学生活を送り、互いの人格や個性を尊重し協力しあうなかで成長し社会参加できるための、支援をします。この目標に向けて本学は、障害等のある学生にとっての学内外の社会的障壁を除去するとともに、すべての学生の能力や適性に応じた支援を行います。

2 基本方針

- (1) 本学は、「障害者の権利に関する条約（2006年12月13日国連総会採択）」、「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」及び同対応指針（平成27年11月26日付27文科初第1058号）の理念を実現するための障害学生支援を行います。
- (2) 本学は、障害等のある学生からの意思表示（意思を表明する支援を含む）に基づき、共通理解と合意形成を図りつつ、必要な支援や配慮を調整します。
- (3) 本学は、障害等のある学生支援を実施するにあたり、すべての教学機関、学内部署、教職員が密に連携を図ることができるような体制を整えます。
- (4) 本学は、障害等のある学生の受入れ姿勢・方針を明確にし、これに関わる情報の公開に努めます。
- (5) 本学は、学生の家族・保護者と連携し、必要に応じて学外の関係機関及び専門家とも連携します。
- (6) 本学の全教職員は、日常的な教育や指導などの場において、障害等のある学生に対して、修学上の差別や不利益が生じないように努めます。
- (7) 本学は、障害者の差別を生まないキャンパス風土を目指し、すべての教職員に対し研修を実施し、啓発活動を行います。
- (8) 障害等のある学生を支援するうえで知り得た個人情報は、「日本福祉大学学生個人情報保護規則」により厳密に管理し、第三者に情報開示や提供が必要な場合は、原則として本人の同意を得るものとします。ただし、学生支援を行なうために連携が必要と判断した場合は、守秘義務を十分に順守しつつ、支援者間での個人情報の共有を行います。